

第2回三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会

事項書

日程：令和2年8月7日（金）

時間：午前9時30分～午前11時45分

場所：三重県教育文化会館
3階 第2会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 三重県廃棄物処理計画部会部会長の選任について
 - (2) 次期の三重県における廃棄物処理計画の基本的な考え方について
 - (3) 策定スケジュールについて
- 3 その他
- 4 閉会

配布資料一覧

- 資料1-1 委員名簿
- 資料1-2 三重県環境審議会条例（抄）
- 資料2-1 現行計画の取組と課題
- 資料2-2 廃棄物行政に係る社会経済情勢
- 資料2-3 次期計画の策定趣旨等
- 資料2-4 次期計画の基本理念と取組方向
- 資料3 策定スケジュール

参考資料

- 1 第1回部会におけるご意見等に対する考え方
- 2 国・県の計画等
- 3 社会経済情勢
- 4 取組方向総括1 ごみゼロ社会の実現
- 5 取組方向総括2 産業廃棄物の3Rの推進
- 6 取組方向総括3 廃棄物の安全・安心の確保
- 7 取組方向総括重点 重点的に取り組むべき課題
- 8 次期「三重県循環型社会形成推進計画（仮称）」における取組方向（案）
- 9 廃棄物処理法に定める各主体の責務
- 10 次期「三重県循環型社会形成推進計画（仮称）」構成イメージ
- 11 三重県廃棄物処理計画の進捗状況及びその点検・評価について（第1回部会資料抜粋）

資料 1-1

三重県環境審議会三重県廃棄物処理計部会委員

氏名	所属・役職
おがわ かずゆき 小川 和之	株式会社ファミリーマート 西東海リージョン 営業業務グループ
おがわ きみこ 小川 喜美子	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 理事 (塩浜運送株式会社 代表取締役)
かたの のりゆき 片野 宣之	一般社団法人三重県清掃事業連合会 会長 (有限会社三功 代表取締役社長)
こばやし きよこ 小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会 会長
さかい としのり 酒井 俊典	三重大学大学院生物資源学研究科 教授 (部会長)
ししくら ひであき 穴倉 秀明	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長
にしむら どうぶ 西村 統武	マックスバリュ東海株式会社 総務部 部長
はなしま あつこ 花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授 (部会長代理)
ほりかわ かつよし 堀川 勉良	井村屋株式会社 取締役 生産技術部長
ももせ のりこ 百瀬 則子	一般社団法人中部SDGs推進センター 副代表理事
やすかわ あつし 安川 敦	三重県産業廃棄物対策推進協議会 (旭化成株式会社 製造統括本部鈴鹿製造所 環境安全部 部長)
よしずみ みちひろ 吉住 充弘	三重県清掃協議会 (津市環境部環境政策課 課長)

(50音順 敬称略)

三重県環境審議会条例（抄）

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者の中からあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

現行計画における主な取組と課題

現行の三重県廃棄物処理計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）に基づき廃棄物の3Rや適正処理を推進してきており、主な取組と課題は次のとおりです（詳細は、参考資料4～7）。

取組方向1 ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不要物は、循環の質に着目し、資源やエネルギーとして地域で最大限有効活用されることをめざします。

施策1-1 発生・排出の抑制

- ・市町と連携し取組を進めたところ、1人1日あたりのごみ排出量は、950グラム（平成28年度）から947グラム（平成30年度）になりました。更なる発生・排出抑制に向けて、食品ロス対策やプラスチック対策などの取組を進める必要があります。
- ・食品ロスの削減をはかるため、環境イベントで規格外食品の販売やメディアを活用した広報啓発など食べきり運動等の取組を行いました。食品ロスの実態として、手を付けずに直接捨てられている食品が一定程度含まれており、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着を図り、行動に繋げていくことが必要です。

施策1-2 循環的利用（リサイクル）の促進

- ・小型家電リサイクルを促進するため、三重とこわか大会の金メダルを製作する県民参加型の取組を進めました。資源の循環的利用に向けて、小売店や再生事業者等における資源回収の実態を把握し、ごみの再資源化を促進する必要があります。
- ・市町を対象に一般廃棄物行政連絡会議を毎年開催し、食品ロス削減やプラスチック対策に向けた県の取組に係る情報提供を行うなど、市町と連携した取組を進めました。プラスチックごみについて国が「プラスチック資源」と回収区分を設ける方向を示しており、容器包装以外のプラスチックの更なる資源化に向けて市町と連携して取り組む必要があります。

施策1-3 未利用エネルギーの有効利用の促進

- ・市町の高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備が進みました（県内で4施設）。引き続き、国交付金制度の活用などにより同施設の導入を促し、未利用エネルギーの有効利用を促進する必要があります。

施策1-4 公正かつ効率的なごみ処理システムの構築

- ・RDF焼却・発電事業について、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転に努め、令和元年9月の事業終了後の関係市町の一般廃棄物は民間施設等でセメント原料や発電などに利用されています。ポストRDFに向けて、必要となる市町の施設整備等への県単独補助制度による支援を進めます。また、ごみ処理の広域化については、市町の意向を踏まえたうえで県の考え方を整理する必要があります。

取組方向Ⅱ 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効利用されることをめざします。

施策2-1 発生・排出抑制の推進

- ・産業廃棄物の発生・排出抑制に向けて取り組みを進めてきましたが、産業廃棄物の排出量は8,225千トン（平成28年度）から8,365千トン（平成30年度）と大きな変化は見られない状況です。今後は、排出事業者等の企業と一層連携し発生・排出抑制に向けて取り組む必要があります。
- ・産業廃棄物の多量排出事業者（令和元年度600社）に対して、発生抑制等に関する産業廃棄物処理計画書等の作成について指導・助言を行いました。引き続き、多量排出事業者に対する指導・助言を行うとともに、先進的な取組事例の情報提供などにより発生・排出抑制を促進していく必要があります。
- ・産業廃棄物の発生・排出抑制に向けて、産業廃棄物税を活用した補助金事業により排出事業者の取組に対する財政支援（6件）を行いました。生産者や流通業者を含め幅広く育成・支援する必要があることから、制度見直しによる更なる活用により事業者による発生・排出抑制等を促進していく必要があります。
- ・プラスチックの循環利用を促進するため、排出事業者と活用事業者のマッチングに向けて実態調査を実施したところであり、今後、条件面も含めマッチング協議を行い、新たな循環利用を促進する必要があります。また、ワンウェイプラスチックの削減に向けて、令和元年10月に「三重県庁プラスチックスマートアクション」を宣言し取り組んでいるところであり、今後、他事業所に横展開し、環境に配慮した事業活動を拡げていく必要があります。

施策2-2 循環的利用の推進

- ・三重県リサイクル認定製品について品質及び安全性の基準に基づき66製品（令和元年度末時点）を認定し、県発注工事等において優先購入を行うなど利用促進に努めました。近年、認定製品数は減少傾向にあることから、製品数の増加と利用拡大に向けて地域内での循環利用を進めていく必要があります。
- ・産業廃棄物の再生利用を促進するため、県の試験研究機関において事業者との共同研究（4件）や技術支援（9件）を行うとともに、部局間連携によるエコフィードの取組（酒粕を飼料化し養豚業者とのマッチング）により新たな商品化につながりました。引き続き、県の試験研究機関を活用しながら企業と連携した研究開発や事業者間の連携に向けた支援を進める必要があります。

取組方向Ⅲ 廃棄物の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。

施策 3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保

- ・紙マニフェストを多く発行している事業者等に対する電子マニフェストの活用促進により、電子マニフェストの活用率は 55.5%（平成 28 年度）から 67.7%（令和元年度推計値）になりました。引き続き、個別訪問や操作研究会の開催等により電子マニフェストの活用を促進する必要があります。
- ・「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」について、適正な処理を一層確保するため条例を改正し令和 2 年 3 月に公布したところであり、今後、改正条例を適切に運用していく必要があります。

施策 3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見

- ・産業廃棄物にかかる違反行為に対する監視・指導を強化し、ICT の導入（無人航空機による廃棄物測量システムの活用、現場からの監視指導データベースへのアクセス）による的確な指導を行うことにより、行為者が特定できた全ての不適正処理事案について改善着手されています。今後とも、新たな技術の活用や関係機関との連携により早期発見・早期是正をはかるとともに、不法投棄事案の大半を占める建設系廃棄物対策として改正条例等に基づき排出事業者責任を徹底させる取り組みが必要です。
- ・毎年「不法投棄監視ウィーク」を設定し啓発物品の配付やメディアを活用した呼びかけを行うとともに、近隣県市と協力し路上での合同検査や運搬車両の運転手に対する啓発活動を行いました。引き続き、間隙のない監視活動により不法投棄等の未然防止に関する取組を行う必要があります。

施策 3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

- ・産業廃棄物が不適正処理された 4 事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、国の財政支援を受け行政代執行により生活環境保全上の支障等の除去事業を実施し、このうち四日市市内山事案については対策工事を終了しました。残る 3 事案について、引き続き支障除去事業を進め、財政支援の期限（令和 4 年度末）までに事業を完了する必要があります。

施策 3-4 災害廃棄物の処理体制の整備

- ・市町の災害廃棄物処理体制の整備に向けて、研修会開催等の支援を行い、全ての市町で計画策定を行いました。また、市町や関係団体等を対象とした研修や演習により人材育成を行いました。引き続き、災害廃棄物処理に関する研修会や図上演習を実施し、災害廃棄物処理に精通した人材を育成する必要があります。

重点的に取り組むべき課題

基本理念の実現に向け、3 つの取組方向に基づき施策を展開するにあたり、本県の現状や社会情勢を踏まえ、計画期間内に特に注力すべき 5 つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

重点課題 1 使用済小型電子機器等の回収

- ・小型家電リサイクルを促進するため、三重とこわか大会の金メダルを製作する県民参加型の

取組を進めるとともに、小型家電リサイクル法に基づく回収処理に向けて市町に働きかけを行い、24市町（令和元年9月現在）が小型家電の回収を行っています。今後、全市町において小型家電リサイクルの回収が行われるよう市町に働きかけが必要です。

重点課題2 未利用エネルギーの有効活用

- ・市町の高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備が進みました（県内で4施設）。引き続き、国交付金制度の活用などにより同施設の導入を促し、未利用エネルギーの有効利用を促進する必要があります。

重点課題3 優良認定処理業者の育成

- ・優良認定処理業者の認定取得及び利用を促進するため、認定取得手続きの手引書の作成や関係団体との連携した取組により、認定業者数は312件（平成28年度）から374件（令和元年度）になりました。引き続き、優良認定業者の取得促進をはかるとともに、個別訪問やセミナー開催等により排出事業者に対する認定業者活用の働きかけが必要です。

重点課題4 PCB廃棄物の早期処理の推進

- ・PCB廃棄物処理のうち高濃度PCB廃棄物は処分期限が近づいていることから実態調査を行うとともに、保管事業者に対して期限内の適正処理について指導を行い、令和元年度末での適正処分率は91.8%（豊田PCB処理事業所）及び48.9%（北九州PCB処理事業所）となっています。引き続き、処分期限までに適正な処分が行われるよう法に基づく指導を行う必要があります。

重点課題5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応

- ・産業廃棄物にかかる違反行為に対する監視・指導を強化し、ICTの導入（無人航空機による廃棄物測量システムの活用、現場からの監視指導データベースへのアクセス）による的確な指導を行うことにより、行為者が特定できた全ての不適正処理事案について改善着手されています。今後とも、新たな技術の活用や関係機関との連携により早期発見・早期是正をはかるとともに、不法投棄事案の大半を占める建設系廃棄物対策として改正条例等に基づき排出事業者責任を徹底させる取り組みが必要です。
- ・毎年「不法投棄監視ウィーク」を設定し啓発物品の配付やメディアを活用した呼びかけを行うとともに、近隣縣市と協力し路上での合同検査や運搬車両の運転手に対する啓発活動を行いました。引き続き、不法投棄等の未然防止に関する取組を行う必要があります。

廃棄物行政に係る主な社会経済情勢

1 廃棄物に関する社会的な問題

(1) 資源制約

国際的には、世界の人口が増加(2019年:77億人→2030年:85億人→2050年:97億人)すると予測され、また、新興国における著しい経済成長の可能性が示唆されていることから、今後、世界的な天然資源の需要増加が見込まれるため、限りある資源の有効活用が求められる。

また、我が国では、循環型社会形成推進基本法に基づく「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、持続可能な社会づくりに向けて統合的取組を行うこととしている。

(2) 新たな課題

プラスチックごみによる海洋汚染が広がり海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念されているところであり、ドイツ G7 首脳宣言(2015年)において海洋ごみ(とりわけプラスチック)が世界的な課題であることが確認されるとともに、大阪サミット(2019年)において2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を G20 の首脳が共有した。また、中国をはじめとするアジア各国により外国からの廃プラスチックの輸入禁止又は制限といった措置がなされ、我が国の資源循環体制の整備が課題となっている。

このような中、国は、「プラスチック資源循環戦略」を策定(2019年)し、消費者のライフスタイル変革の促進の一環として2020年7月プラスチック製買物袋の有料化を義務付けるとともに、今後、家庭用プラスチックごみについて新たに「プラスチック資源」の区分を設けて回収する方向で検討している。

また、大量の食料を海外から輸入している我が国において、大量の食品ロスが発生している状況にあり、国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行(2019年)し、「食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着」や「未利用食品の活用」について取り組むこととし、都道府県に対し食品ロス削減の推進計画の策定を求めた。

(3) その他

新型コロナウイルスの感染拡大により、国境の封鎖や社会経済活動の制限などがなされ、消費の低迷、サプライチェーンの分断により経済活動が停滞し、世界的に景気が後退している一方、テレワークやオンライン授業、web 会議等、ICT活用によるデジタル化が進んでいる。本県での廃棄物分野において、外出自粛やテイクアウトにより家庭ごみ量の増加傾向がみられる。

また、今後、高齢化や人口減少社会が進み、事業活動を含む地域づくりに変化が生じてくることから、県民生活や事業活動の基盤を担う廃棄物処理事業において適応していくことが求められる。

2 新たな考え方や技術等の進展

(1)SDGs

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2015 年)にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGs(17のゴール・169のターゲット)がさだめられ、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを理念としている。特にゴール 12「つくる責任つかう責任」において、12.2 で天然資源の持続可能な管理、12.3 で食品ロスの減少、12.4 で(化学物質や)廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅削減、12.5 で廃棄物の発生を大幅削減など、廃棄物関連のターゲットが設定されている。

本県では、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(2020 年 4 月策定)において、SDGsの視点を積極的に取り入れつつ多様で包容力ある持続可能な社会の実現をめざすとしている。

(2)Society 5.0 の実現に向けた第四次産業革命への対応

国の「第5期科学技術基本計画」において、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会」を超スマート社会と捉え、その実現に向けた一連の取組を「Society 5.0」としている。

「環境基本計画」や「循環経済ビジョン」においても、Society 5.0 の実現に向け、さまざまな主体が第四次産業革命に対応するよう促進することで、新しい経済システムへの転換を図るとしている。

本県においても、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」において、協創の視点に加え、SDGs及び Society 5.0 の視点を取り入れることにより、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざし、施策を進めることとしている。

(3)循環経済の構築

国の「環境基本計画」において、第四次産業革命によるイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済全体を「量から質へ」転換し、現在の経済社会の物質フローをライフサイクル全体で環境負荷の低減と徹底的な資源循環を行うフローへ最適化していくとしている。

「循環経済ビジョン 2020」において、ESG投資等を推進力として、環境活動としての3Rから経済活動としての循環経済へ移行をめざし、ビジョンの具体化を進めるとしている。

ESG投資は、投資家が企業の財務情報に加え、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の非財務情報を考慮する投資で、我が国においても、2015 年のパリ協定を踏まえ、ESGの資産残高は2016年から2018年の2年間で2720億米ドルから2兆米ドルと広がりを見せている。

次期の三重県における廃棄物処理計画の策定趣旨等について

1 策定趣旨等

(1) 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第5条の5の規定において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされている。

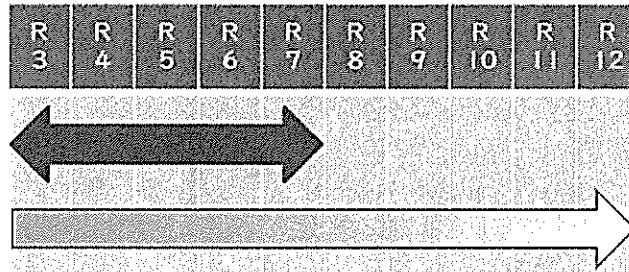
県では、平成16年、平成23年、平成28年と3度に亘って策定し、廃棄物の3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進と廃棄物の適正処理に係る施策を推進してきた。

現行計画の対象期間が令和2年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の計画等、社会経済情勢を踏まえ、10年先を見据えた今後5年間（令和3年度～令和7年度）を対象期間とする次期計画を策定する。

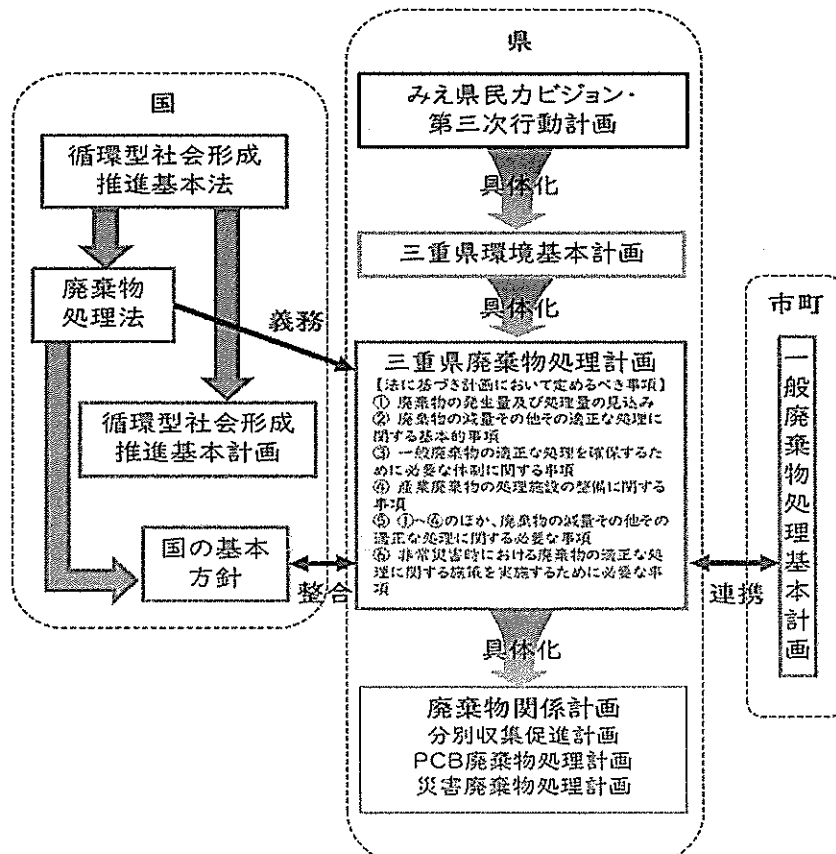
なお、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に規定する、食品ロス削減推進計画を本計画に位置付けたうえで検討を進める。

2 計画の対象期間

- ・対象期間は令和3年度から令和7年度までの5年間
- ・循環型社会の構築という中長期的な課題のため概ね10年先を見据える



3 計画の位置付け（イメージ図）



参考：県の役割

地域住民の生活に密着している市町が一般廃棄物の処理責任の主体であること、また、国や市町との適切な役割分担により効果的かつ効率的に廃棄物行政に取り組む必要があることを踏まえ、県は広域的・技術的な観点から市町への支援や調整を行うとともに、事業者等との連携に取り組む。また、産業廃棄物に係る施策の推進については、県は適正な循環利用及び処分の実施に向け事業者に対する支援・連携を行うとともに、不適正な処理に対しては毅然とした態度で指導することとする。さらに、国に対しては、より効果的な制度の運用や、制度的な取組を行っている自治体に対する支援等、要望・提案や意見交換等を行う。

政策推進に係る基本的な考え方

1 これまでの取組

廃棄物の3Rの推進

- ・廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された廃棄物は資源やエネルギー源として最大限活用できるよう取組を進めるとともに、質の高いリサイクルへの転換を促進するなど、循環型社会の構築をめざし取組を進めてきた。
- ・一般廃棄物について、ごみゼロ社会の実現に向けて、環境イベントで規格外食品の販売などの県民を対象とした普及啓発や、飲食店に対する食べきり運動の要請などの取組を進めてきた。こうしたなかで、ごみの排出量は近年横ばいであり、市町との連携を一層強化し、更なるごみの発生・排出抑制等、取組を進める必要がある。
- ・RDF焼却・発電事業が終了したことを受け、市町の新たなごみ処理体制への移行が円滑に進むよう、支援を続けていく必要がある。
- ・産業廃棄物の発生・排出抑制が極力なされるよう、事業者に対し3R適正処理セミナーの開催による3Rの動向や先進事例の紹介、産業廃棄物税を活用した支援等を行うとともに、県も「三重県庁プラスチックスマートアクション」を宣言し、ワンウェイプラスチックの削減に取り組んできた。また、認定リサイクル製品の活用を促進し、県自らも認定製品を購入するなど、産業廃棄物の循環的利用の推進も行ってきたが、再生利用量や最終処分量に近年大きな変化が見られない状況であり、事業者への情報発信の強化や支援の拡充を行うとともに、事業者との連携を強化し、産業廃棄物の資源化に取り組み、最終処分量を削減する必要がある。

廃棄物の適正処理の推進

- ・産業廃棄物の不適正処理事案に対しては、職員が現場へ立ち入り、迅速かつ厳格な指導を行うとともに、民間団体との連携、啓発物品の配布やメディアを活用した呼びかけなど、様々な手段を講じ監視・指導を強化しているが、依然として不法投棄等廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況である。
- ・ドローンによる測量システムや監視カメラの設置など、ICTの活用による効果的かつ効率的な監視を行った。
- ・不法投棄のうち、特に建設系廃棄物の占める割合が高い状況から、排出事業者への働きかけを徹底し、廃棄物の安心・安全の確保を担保する必要がある。
- ・第7回「みえ県民意識調査」及び「『これからのみえづくり』に向けた高校生、大学生等意識調査」の結果からも、どの世代においても安全・安心に係る分野が重要と考えており、不適正処理に対しては、今後も毅然とした態度で臨むなど、廃棄物の安全・安心の確保を続けていく必要がある。

2 新たな視点

Society 5.0

- ・Society 5.0は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、仮想空間と現実空間を高度に融合させ、持続可能でインクルーシブな社会経済システムを構築し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会であり、その実現に向けて、国を挙げて進められている。

・ Society 5.0 の実現により、地球温暖化や資源制約をはじめとする地球規模の社会的課題に対し、IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボットなど、第四次産業革命によるICTの進展を最大限生かすことで、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応できるようになる。廃棄物の発生・排出抑制や適正処理など、様々な課題に対応できるようになることから、廃棄物処理に係る先端技術による新たなイノベーションの活用により、資源生産性の高い循環型社会の構築が求められている。

・ このため、ICTを活用するための基盤となる情報インフラの整備や人材の育成・確保を行う必要がある。

SDGs

・ SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国連持続可能な開発サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダにおける社会的課題を網羅した目標で、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」を基本理念としている。

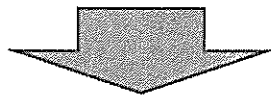
・ SDGsは、現在の社会的課題をベースに、望ましい未来像からバックキャストで策定されたもので、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが設定されている。

・ SDGsの視点に立つことで、目標間のつながりを意識し、課題の全体像を把握したうえでバックキャストにより取組を進めることで、更に廃棄物政策を進めることができると考えられる。

・ 例えば、目標12「つくる責任、つかう責任」及び目標14「海の豊かさを守ろう」は、廃棄物政策を進めるうえで重要な視点で、近年世界的な課題となっている食品ロスやプラスチックごみへの対応が求められており、これらの目標を意識して取組を進める必要がある。

・ 目標13「気候変動に具体的な対策を」については、温室効果ガスの削減に関する目標であるが、廃棄物政策においても深く関わるものであり、資源循環を進めるうえで環境負荷の低いリサイクルが求められている。循環産業だけでなく生産者や流通業者も幅広く育成・支援することで、更なる廃棄物の発生・排出抑制につなげていくとともに、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクル等、高度な資源循環を促進することで、温室効果ガスの排出量の削減につながる。

・ こうした目標に対応するためには、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」により、廃棄物政策においても様々な主体、とりわけ企業との連携により廃棄物政策を進めていくことが不可欠である。



3 基本理念

・ ごみの発生・排出抑制が極力され、排出された不要物は最大限資源として有効利用されるという「ごみゼロ社会」の精神を受け継ぎ、これまでの取組の検証を踏まえるとともに、引き続き、廃棄物の3Rの推進及び廃棄物の安全・安心の確保を前提に、食品ロスやプラスチックごみ対策をはじめとする新たな社会的課題へ対応し、廃棄物の更なる発生・排出抑制や再資源化を進める。

・ 先端技術による新たなイノベーションの活用や様々な主体がつながることによる経済発展と社会的課題解決の両立は、今後更に廃棄物対策を進めていくうえで取り入れるべき考え方であり、これら Society 5.0 及びSDGsや国・県の関連する計画等を踏まえ、循環型社会の構築

に向け新たな取組に挑戦していく。

- ・ 今後は、廃棄段階における対策だけでなく、資源の確保、生産、消費、再生、廃棄等に至るライフサイクル全体で資源循環の徹底を図り、資源のスマートな利用を進めていく。
- ・ 資源のスマートな利用を促進するためには、ライフサイクルすべての段階で製品に関わる事業者等との連携が不可欠であり、これまで取組を進めるうえで連携することが少なかった生産者や流通業者とも連携を深める必要がある。また、廃棄物処理業者について、許認可や指導の対象としてだけでなく、パートナーとして位置づけ、資源循環を進める。
- ・ また、食品ロスやプラスチックごみ対策、地域の特性を踏まえた資源循環の更なる促進による地域循環共生圏の構築などを進め、廃棄物政策を通じて社会的課題の解決に貢献していく。
- ・ さらに、こうした取組を進めるうえで、企業や地域社会を担う人材の育成・確保及び基盤となるネットワークや情報インフラの整備が重要である。
- ・ 様々な主体とのパートナーシップにより取組を進めることにより、現在世代のニーズを満たしつつ、私たちが暮らす三重県をより良い状態で未来世代に継承するため、持続可能な循環型社会の構築をめざす。

4 取組方向

基本理念を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向け、Society 5.0 及びSDGsの視点を取り入れ、廃棄物施策を通じた社会づくりを重視し、次のとおり取組方向を整理した。

具体的には、引き続き、廃棄物の3Rの促進及び安全・安心の確保に取り組むとともに、様々な主体とのパートナーシップにより、循環産業だけでなく、生産者や流通業者を含め幅広く育成・支援することによる経済発展と食品ロスやプラスチック対策をはじめとする社会的課題の両立を図る。

次期計画における取組方向と考え方		
取組方向	考え方	備考(施策(案))
1	パートナーシップで取り組む3R	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携の促進 ・市町との連携の促進 ・地域との連携の促進
2	循環産業等の振興による3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・循環産業の育成・支援 ・リサイクルの高度化の推進 ・資源の循環的利用と効果的なマーケティング
3	廃棄物処理の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理と透明性の確保 ・産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見 ・産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 ・災害廃棄物の処理体制の整備
4	廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック対策の推進 ・食品ロス対策の推進 ・資源循環・未利用エネルギーの活用による地域活性化
5	3Rの促進に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成・確保と環境教育 ・スマートなシステムの基盤整備と情報発信

5 次期計画の名称

基本理念を踏まえ、これまで以上に循環型社会の構築に向けて取組を進めていくことから、次期計画の名称を「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画(仮称)」とする。

資料3

次期「三重県循環型社会形成推進計画(仮称)」策定スケジュール

	部会開催等	備考
令和2年 5月	第1回廃棄物処理計画部会 (現状の取組など)	
8月7日	第2回廃棄物処理計画部会 (基本的な考え方)	
11月頃	第3回廃棄物処理計画部会 (中間案)	12月頃 三重県環境 審議会に中間案を報告
12月～ 令和3年1月	パブリックコメント 市町意見照会	
令和3年 2月頃	第4回廃棄物処理計画部会 ・最終案	3月頃 三重県環境審 議会に最終案を報告
3月	次期「三重県循環型社会形成推進計画(仮称)」策定	

